

北海道行政書士会 札幌支部 支部だより

2021

No. 160

Spring

春

無料相談日

毎月 第3水曜

要予約

011-271-0773

2018~2021



旧道議会議事堂にて(3支部合同研修会)



「たくまくん」と「人KENあゆみちゃん」のコラボ
(いきいき健康・福祉フェア)



北広島市長訪問(広報月間)



令和2年度、総会書面評決



交通安全運動で旗振り



支部交流会集合写真in小樽

目次

入退会報告	2
今期を振り返る①	3
押印の廃止について	4
綱紀法務部より	5
【報告】自動車登録・民泊・建設	6
【報告】ADR	7
一人行政書士法人について	7

シェアリングエコノミーとは?	8
寄稿 ～「先生」と呼ばれること～	9
行政書士記念日報告	10
支部長選挙／定時総会のお知らせ	11
今期を振り返る②	12, 13
ちょこつと情報	14
癒しのペット・動物ミニフォトコーナー／編集後記 ..	15

●入会しました

(入会年月日)	(会員番号)	(氏 名)	(事務所)
1 R2.12.1	6075	児 玉 美 由 紀 中・西 区 1	
2 R2.12.1	6076	池 田 佳 大 北・北 区 1	
3 R2.12.1	6079	沼 本 か お る 北・石 狩 区	
4 R2.12.1	6080	高 坂 由 紀 中・中央区5	
5 R2.12.1	6081	毛 利 由 佳 東・白石区3	
6 R2.12.1	6082	中 野 研 中・中央区北4	
7 R2.12.1	6083	武 田 直 中・中央区北4	
8 R2.12.1	6084	山 原 廣 大 中・中央区北4	
9 R2.12.1	6085	黒 瀧 文 恵 中・中央区2	
10 R3.1.1	6087	伊 藤 教 宣 北・東 区 2	
11 R3.1.1	6090	本 間 隆 史 北・北 区 1	
12 R3.1.1	6091	川 田 勝 也 中・中央区3	
13 R3.1.1	6092	千 葉 崇 晶 中・中央区南4	
14 R3.1.1	6093	徳 橋 和 也 中・中央区5	
15 H28.7.1	5655	溝 江 弘 志 北・手 稲 区	
16 R3.2.1	6096	岩 本 譲 中・中央区北4	
17 R3.2.1	6097	馬 原 章 弘 北・北 区 1	
18 R3.3.1	6098	藤 原 晴 美 中・中央区2	
19 R3.3.1	6099	塚 本 晃 大 中・中央区5	
20 R3.3.1	6100	法 福 司 中・中央区南4	

●退会しました

(退会年月日)	(会員番号)	(氏 名)	(事務所)
1 R2.11.4	5176	山 田 英 樹 北・北 区 1	
2 R2.11.6	3427	八 柳 陽 子 東・白石区2	
3 R2.12.1	3787	後 藤 哲 夫 南・江 別 区	
4 R2.12.10	4449	成 田 達 也 中・中央区3	
5 R3.1.15	5084	田 中 宏 佳 中・中央区3	
6 R3.1.9	1912	横 関 吉 郎 東・白石区1	
7 R3.1.9	4737	藤 澤 健 一 中・中央区2	
8 R3.1.31	5229	山 崎 悦 子 南・北 区 1	
9 R3.2.15	5666	呉 科 子 北・手 稲 区	
10 R3.2.15	2604	中 村 宏 中・中央区3	
11 R2.12.26	2564	池 脇 昭 二 中・中央区3	
12 R2.12.21	3542	酒 井 正 北・東 区 2	

現在の会員数1025名、法人20 令和3年3月1日現在

お願い

研修等のご案内について、はがきでのご案内をメール・FAXにての対応に順次変更して参ります。変更が可能な方は支部事務局までお知らせください。皆様のご協力をよろしくお願いします。

今期を振り返って

支部長 酒匂桂子

支部会員の皆様、いつも会務にご理解ご協力いただき誠にありがとうございます。

今年度はコロナ禍、初めて経験する書面総会からのスタートとなりました。6部制2年目を向かい適切な財務管理のもと各部はその専門性を深め、諸会議開催、業務環境の向上、業務内容の研鑽、地域社会への行政書士制度周知等を執行してまいりました。今会員皆様に高い関心のある『押印廃止』を支部新春セミナーの主要なテーマとして業務企画部が準備しておりましたが、コロナ状況により止む無く中止、たいへん残念な思いをいたしました。その他一部事業も変更・延期・中止となりましたが、各部は工夫を重ね出来るだけの事業を執行いたしました。

一方、支部会員数は増加傾向が続き現在1,030余名の日本一大きい支部になりました。執行部は気を引き締め、会員皆様一人ひとりと近い支部であることを心掛けております。

さて、会員皆様へは年度末には札幌支部設立60周年記念事業として、60周年記念誌と記念品がお手元に届いていることでしょう。記念誌巻末に掲載の先輩方々が作られてきた北海道行政書士会札幌支部の歴史を、是非お読みいただきたいと思います。札幌支部会員であることに誇りを感じ、更なる札幌支部の発展を願っております。

最後に、コロナ禍長期間になり日常業務への影響が懸念される状況ではありますが、何卒コロナ終息まで不断のご留意をいただきますようお願いいたします。

コロナ禍での活動総括

副支部長 野口哲郎

支部会員の皆様には、コロナ禍の中、日常生活や日々の業務に様々なご不便がありますことにつきお見舞い申し上げます。

今年度は担当の総務部・研修部において各部長を筆頭に担当理事が団結して新型コロナ感染防止に配慮しつつ事業を実施した一年でした。

総務部については、例年5月にホテル等で開催している定時総会をコロナ禍での特別措置として、書面決議によって行ったことが挙げられます。本来は会員の皆様と直接お会いしてご意見・ご要望等を頂くところですが、コロナ禍という特殊事情につき、皆様のご了承のもと、無事に実施することが出来ました。

研修部については、ソーシャルディスタンスを保てる会場の確保・会場の机等の事前消毒・受講者及び講師の検温等を徹底しました。その上で、各方面のご理解を頂き、多数の官公署の方々や、弁護士等他士業者の方々をお招きする等、外部講師による研修実施にも取り組みました。また、研修内容としては、許認可等の定番の研修の他に、コロナ禍での業務対策として、持続化給付金をはじめとする「行政書士が携わるコロナ対策諸制度について」の研修を実施する等新たな分野に取り組みしました。

最後に、大変なコロナ禍がありますが、コロナに負けず、政府の施策により次々と発生する新規分野に対応し、今こそ行政書士の力を発揮する時であると感じています。

行政の手続きにおける押印の廃止について

令和2年11月13日、行政改革担当大臣から行政手続における押印の見直しで、民間から行政機関に対して行う申請等のうち押印を求めている14,992種のうち、14,909種については廃止を決定する、あるいは廃止の方向で準備することが発表されました。

それに伴い、施行令改正などによって、申請書等の押印が不要とされる様式の変更がなされています。

行政書士の業務に関連する代表的なものについて、現在の情報を取りまとめました。

下記以外につきましても押印が不要とされる様式に変更がされているものがありますので、業務の際には様式の変更についてご注意くださいようお願いいたします。

【建設業許可】

令和3年1月1日に建設業法施行規則が改正され、令和3年1月1日以降提出される建設業許可申請書類への押印が不要となりました。

北海道HPに詳細や変更後の様式が掲載されておりますので、ご確認ください。
http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/kenjohp/sinsa/kensetu_kyoka.htm

【宅地建物取引業免許】

令和3年1月1日に宅地建物取引業法施行規則が改正され、令和3年1月1日以降提出される宅地建物取引業免許申請書類への押印が不要となりました。

北海道HPに詳細や変更後の様式が掲載されておりますので、ご確認ください。
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksd/fudousan/menkyo1.htm>

【自動車関連】

押印廃止と様式の日付（元号）についての改正により自動車登録申請書に添付する一括承認の取扱要領及び取扱要領の実施準則が改正により、以下の様式が押印不要となりました。

- ・自動車登録申請書に添付する書面の一括承認願（第1号様式）
- ・誓約書（第2号様式の2）
- ・自動車登録申請書に添付する書面の一括承認再交付願（第5号様式）
- ・自動車登録申請書に添付する書面の一括承認事項変更届（第6号様式）
- ・一括承認の廃止届（第7号様式）



※このお知らせは札幌運輸支局からのものであり、他運輸支局での取扱については各支局にてご確認ください。

また、警察庁より令和2年12月25日付にて自動車保管場所証明(車庫証明)申請等に係る押印廃止の取扱いについての通達が、「自動車の保管場所証明申請等の適正な取扱いについて(通達)(警察庁丁規発第147号)」として出されております

- ・自動車保管場所証明申請書：押印不要
- ・使用承諾証明書(使用権限疎明書面)：押印不要
- ・行政書士専用委任状：代理人申請を行う場合は添付する必要がある。ただし、押印までは求めない。
- ・なお、押印がある申請書・使用承諾・委任状についてはこれまで通り受け付ける。

網紀法務部より

明・暗

令和1年度から今日までの約2年間、会員に対する苦情・相談が30数件寄せられています。全てに共通するのは、「説明責任」の不足が起因しています。

行政書士としては、取り扱いが多いと思われる「自動車関係業務」に対して一般の方からの苦情・相談は皆無でした。基本に則り真摯かつ誠実に適切な業務を遂行していることが推測されます。

一方、高齢者に関する業務の苦情・相談は後を絶ちません。1月28日の名古屋地方裁判所の判決が報道されていました。

身寄りのない高齢者が、団体と身元保証の契約をし、その後、贈与契約をして1年後に死亡した。その団体が、620万円の預金全額の支払いを金融機関に求めたものです。

判決理由では、契約は不要で内容も不明確、死後事務処理の費用は50万円ほどだったのに、預金全額を受け取るというのは対価性を欠き、暴利と言わざるを得ない。と指摘しました。事案の詳細は分かりませんが、「頼れる街の法律家」として参考にできます。

これと似たような事案の苦情・相談が、北海道行政書士会や関係するセンターに寄せられています。

特に、身寄りのない高齢者の財産については、後々に不審感や誤解を招かないように、関係する役所担当者や施設責任者又は世話をしていた人などに、財産の処分先などを説明して理解を得ておくのも一つの方法かもしれません。

行政書士業務においては、「信用」、「信頼」が生命線です。

令和2年度 自動車登録相談員養成講座開催報告

令和3年1月30日（土）、2月6日（土）の2日間に渡り令和2年度の自動車登録相談員養成講座が開催され、15名の会員が参加されました。

この講座は、例年、年度末となる3月末に国土交通省北海道運輸局の各運輸支局にて開催されている一般ユーザー向けの自動車登録無料相談会への相談員派遣対応の一環として開催され、ベテラン会員を講師として、自動車登録申請等における申請書の作成、各添付書類の作成やチェック方法等の他、相談員としての一般の相談者への対応等について学ぶものとなりました。

なお、令和元年度の札幌運輸支局での同相談会は4日間開催され、一日の平均相談件数は100件余りと新型コロナウイルス感染症の蔓延対策の影響などを受けて例年の120～130件よりも減少していますが、室蘭運輸支局と北見運輸支局での開催が始まり、今年度からは旭川運輸支局でも開催されるということもあり、今後も相談員の養成やスキルアップを目指していく予定です。

令和2年度 民泊運営委員 報告

令和2年度は9月16日、17日、29日に新規相談員養成研修を行い、新たに3名の相談員に加わっていただきました。

新型コロナウイルスの影響の中、既存相談員に対するフォローアップ研修を行うことが難しい状況が続いていたため、初めての試みとしてZOOMを使用した研修を実施いたしました。資料の共有などの機能を活用するなど、対面の研修ではできない利点も見えました。接続の不具合など、検討すべき課題も同時にありましたが、密を避けながら研修を行う選択肢の一つとして、今後も運用を検討しております。

新型コロナウイルスは、観光産業に大きなダメージを与え、2,500件の届出物件数が1,700件まで減少しました。それに伴い、相談件数も減少しております。しかし、コロナ終息後にはまた急激に届出が増加することも予想されておりますので、今後も新規相談員の募集、育成に力を入れていく予定です。

令和2年度 建設業相談員業務を振り返って

今年度は新型コロナウイルス感染拡大に伴い、執務においては、郵送申請の確認業務が主となり、対面とは違う申請書の確認作業で、建設業相談員の皆様に大変な苦勞をさせてしまうこととなりました。また、例年執務期間中に開催している会議、研修等も開催することが叶いませんでした。

執務が開始した6月初旬は、緊急事態宣言終了直後ではありましたが、例年と変わらず多くの相談員の方がご協力下さり、本当に頭が下がる思いです。

また前述の通り、会議等を開催できませんでしたが、大きなミスもなく、また建設指導課からの指摘事項も無く執務を終えることができ、相談員の皆様のレベルの高さを実感したところでもございます。

次年度は、北海道庁の取扱いの変更に伴い、郵送申請が原則となるため、今年度の経験と、相談員の皆様のご意見を基により良い方法を検討し、改善を図って参りたいと思います。

ADR (12月7日の北星学園大学講演会を終えて)

ADRとは民事上のトラブルを解決する裁判以外の手続であり、法務大臣の認証を受けた民間事業者が、当事者双方の言い分をじっくり聞きながら、各事業者の専門性を生かし柔軟な解決を図るものです。行政書士会北海道ADRセンターは、法務大臣の認証を受けた紛争解決事業者です（認証番号126）。

令和元年から、北星学園大学経済学部足立清人教授のご提案により、学生が中心となり、行政書士制度とADRの紹介を主な内容とした講演会を行うという企画が始まりました。深林恭広副センター長を中心に、学生たちと講演会の準備を行います。

コロナ禍の影響を受けた今年度は、学生との打ち合わせをほぼオンラインで行うなど、準備に非常に負担がかかりましたが、直前まで動画作成などに追われていた学生たちも講演会を無事終えられたことに達成感を感じたようでした。



講演会終了後の深林副センター長とゼミ生

法改正

一人行政書士法人について

行政書士法の一部を改正する法律（令和元年法律第61号）が、第200回国会（臨時会）の衆参両院において全会一致で可決・成立しました。公布日は令和元年12月4日で、改正法の施行は、公布の日から1年6ヶ月後とされています。

成立した行政書士法改正の概要は、

『①法律の目的に「国民の権利利益の実現に資すること」を明記」、②社員が一人の行政書士法人の設立等の许可内容」、③行政書士会による注意勧告に関する規定の新設」の3点です。

改正前の行政書士法でも行政書士法人を設立することは可能でしたが、2名以上の行政書士で法人を設立する必要があり、行政書士は全員が理事になり無限責任を負います。改正後は、行政書士が一人で法人を設立することが可能となります。

シェアリングエコノミーとは？

シェアリングエコノミーとは、スペース、物や技能などの主に個人が保有する資産等を、インターネットを介して他者も利用可能とする経済活性化活動のことです。

モノをシェアする	フリマアプリ・レンタル
移動をシェアする	カーシェア
空間をシェアする	駐車場のシェア・民泊
技能をシェアする	クラウドソーシング
お金をシェアする	クラウドファンディング

自治体のシェアリングエコノミーの活用の取り組み

道内ではシェアリングエコノミーで地域の課題を解決する自治体「シェアリングシティ」として一般社団法人シェアリングエコノミー協会から4つの自治体の事例が紹介されています。

旭川市	旭川市クラウドワーカーコミュニティ育成事業
沼田町	トイレトレーラーを導入し、道内の被災地へ派遣する ネットワーク作りの促進
中頓別町	なかとんべつライドシェア
天塩町	相乗り（ライドシェア）



札幌におけるシェアリングサービス

シェアリングエコノミーの典型的な説明では個人の遊休資産の活用を指しますが、自治体や企業が行っているシェアサービスも含まれる場合があります。そこで、札幌市におけるシェアリングサービスについて一部紹介させていただきます。

まずは「ポロクル」、皆様も街で見かけたことがあるかと思います。電動自転車をシェアするサービスです。自転車のシェアサービスは他にもあり、札幌駅周辺の駐輪場の指定管理者が自主事業として運営する「えきチャリさっぽろ」があります。

移動手段のシェア以外にも札幌大通まちづくり株式会社の運営しているコワーキングスペース「ドリノキ」があります。札幌大通まちづくり株式会社は商店街振興組合や札幌市などが株主になっています。他にも市内のコワーキングスペースについて調べてみると大通近辺に数箇所あり、場所のシェアが普及していることが窺えます。

シェアリングエコノミーの今後

株式会社情報通信総合研究所と一般社団法人シェアリングエコノミー協会が共同調査の結果によると、2020年度のシェアリングエコノミーの市場規模は2兆1,004億円で現状のペースで成長すると2030年度に7兆4,719億円になり、また新型コロナによる不安などの課題が解決した場合は、14兆1,526億円に拡大すると推計されています。

「先生」と呼ばれること

札幌支部会員 石塚幸孝

わたしは裁判所に勤め、事務官書記官を経て簡裁判事として定年まで勤めました。

裁判所において先生と呼ばれる職種があります。執行官や家裁調査官は当事者から先生と呼ばれているようです。また調停委員や司法委員は先生です。でも裁判官は裁判官であって先生とは呼ばれませんし、誰も裁判官のことは先生とは言いません。

世の中には先生と言われる職業のひが多数あります。教師・医師・代議士・弁護士を始め行政書士もそうです。でもわたしはどうも先生と呼ばれることに馴染めません。

先生と呼ぶことには主観的な意味合いが込められていると思うのです。尊敬の念があるひとに対し先生と呼ぶのだと思うのです。

かつて時の裁判所所長が、簡裁判事に対する講演の中で、法廷では代理人である弁護士を先生と呼ぶなと言ったことがあります。つまり対等であるべき原告と被告なのに代理人弁護士を先生と呼ぶと相手方本人はどう感じるのかというわけです。裁判官が一方当事者に対して先生と呼ぶこと自体相手方は対等の扱いを受けていないと思わせるからです。

最近新型コロナの問題で医師がしばしばテレビに出ますが、さすがにNHKは先生と呼ばずにさん付けです。これに対し、民放では先生と呼びかけます。他のゲストにはさん付けなのにです。違和感を感じるのはわたしだけでしょうか。

昔歌手だか俳優が有名になったとたん先生と呼べと強要した話をなにかで読んだ記憶があり、強烈な印象として記憶の底に潜んでいるからでしょうか。

わたしが簡裁判事を定年退官したあと司法委員になりましたが、かつての同僚裁判官が先生先生というので、先生と呼ぶのはやめてくれといったら単なる呼称だからと取り合ってくれませんでした。

わたしは先生と呼ぶのは単なる呼称でないと思っていますので、こだわるのでしょうか。と、ここまで筆を進めたところで、気になって広辞苑をひもときました。『先生①先に生まれた人②学徳のすぐれた人。自分が師事する人。また、その人に対する敬称③学校の教師④医師・弁護士など、指導的立場にある人に対する敬称⑤他人を、親しみまたはからかって呼ぶ称』

また、こんなとことわざ(?)もあります。『先生と呼ばれるほどの馬鹿じゃなし』てなわけで、先生と呼ばれても恥じない人間になりたいと思っている今日この頃です。

行政書士記念日報告

行政書士記念日ポスター作成

記念日ポスターを作成し、札幌市内の地下鉄に2月17日～23日まで掲載しました。「繋ぐ」をキーワードに「人と人・行政・過去・未来・外国・そして安心」と行政書士のイメージが広がるようにとの思いを込めています。ポスターを見て、パネル展にお越しいただいた人もあり、その告知力の大きさを感じました。



行政書士記念日パネル・映像展

2月23日に札幌市民プラザにて開催しました。コロナ禍にあり、地方のギャラリーをイメージし、広い空間で行政書士業務をパネルと映像にてPRし、相談会は一般向け・行政書士向けを設置しました。会員間の交流に一役買えるようにとの思いと、一方で、クラスターの発生を防止するための注意もあり複雑な開催となりましたが、来場者27名、相談件数5件（内：行政書士2件）あり、皆さんのんびりとした時間を過ごされていました。



札幌市図書・情報館コラボセミナー

3年目を迎えた、札幌市図書・情報館様とのコラボセミナーは、『副業』そろそろ本気で考えてみませんか?」をタイトルに山本淳一会員を講師に2月25日に開催。在宅ワーク、テレワークなど、働き方の多様性が注目される今の旬な話題に、様々な世代の方が参加されていました。



札幌市へ寄付

今年も「札幌市奨学基金」へ寄付を致し、3月4日の感謝状贈呈式に酒匂支部長が出席し、長谷川教育長からの感謝の言葉を頂戴しました。この奨学金は経済的に困難な学生の進学や部活動の一助となっています。なお、「ご案内」を会報に同封していますので、ご覧ください。



支部長選挙の日程についてのお知らせ

北海道行政書士会札幌支部選挙管理委員会

北海道行政書士会札幌支部支部長選挙の予定日時を決定しましたのでお知らせします。

*** 選挙期日**

2021年5月6日（木）（北海道行政書士会札幌支部定時総会開催日）

*** 投票所**

北海道行政書士会札幌支部定時総会会場（札幌ビューホテル大通公園）

*** 立候補の届け出**

- ・届出 2021年4月27日（火）9時～17時まで
- ・立候補予定者が次の届け出場所に「支部長立候補届」（札幌支部「役員選出規程」別記第1号様式）に「支部長立候補者推薦書」（同別記第2号様式）を添えて持参してください。

郵便、FAXなどによる届け出は出来ませんので、ご注意願います。

なお、支部長立候補届等の用紙は、札幌支部事務局又は札幌支部ホームページ（「トップページ」→「会員専用」→「札幌支部規則各規程及び様式集」）から入手できます。

※留意点：支部長立候補届及び支部長立候補者推薦書には、北海道行政書士会に届けられている職印の押印が必要です。

*** 届け出の場所**

札幌支部事務局（札幌市中央区北1条西8丁目）

*** 支部長候補者となれる者**

所定の手続きを経て立候補した札幌支部会員です。

*** 選挙権者**

支部長選挙において選挙権を行使できる者は、現に当該総会に出席している全ての個人会員です。

*** 支部長選挙についてのお問い合わせは、札幌支部事務局をお願いします。**

TEL：011-271-0773

令和3年度北海道行政書士会札幌支部定時総会のお知らせ

と き 5月6日（木）13：00～16：00（予定）

ところ 札幌ビューホテル大通公園（札幌市中央区大通西8丁目）

TEL：011-261-0111

※定時総会議案書等は、2021年4月22日頃発送予定です。

新型コロナウイルスによるピンチをチャンスに

副支部長 三浦勝也

会員の皆様、コロナ禍中、収束を願いつつ、お見舞い申し上げます。

財務を担当しております副支部長の三浦です。

新型コロナウイルスの感染拡大によって飲食業、観光業、運輸業及びその周辺産業は当面低迷がずっと予想されます。しかし、これらの産業ほどには報じられてはいませんが、コロナ禍で大きく影響を受けている業界の中にいわゆる「士業」と呼ばれる行政書士もその一つではないでしょうか。コロナ禍で案件数が落ち込み集客がうまくいかない影響で経営困難な状況に陥ってしまったとか、今後を見据えてテレワークや在宅勤務を導入しようと考えている会員の先生方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

このような状況の中、私たち行政書士も、新型コロナウイルスによるピンチをチャンスに変えるための方策を考えなければいけない状況であると思われます。したがって、財務部としましては各部の事業計画に伴う予算が適正に執行されているかどうかを把握しその情報を各部の責任者に的確に提供する業務が今まで以上に重要であると考えております。

また、従来同様に札幌支部会費徴収の猶予と自主的財源である研修会資料代等収入及び収入証紙売りさばき手数料を確保し効率的な支部事業運営が行われるよう財政健全化実現のために業務を全うしていく所存であります。

監察広報部の活動総括と今後への期待

副支部長 成田眞利子

平素より支部会員の皆様には、監察広報部の活動へご理解とご協力をいただきまして心より感謝申し上げます。

2年間の活動において月1回の無料相談会を開催し、年4回の「支部だより」発行では会員の皆様にとって役立つ内容を目指し、編集会議で意見を重ね最新の業務関連情報の掲載に努めました。初めて会報編集に係った理事にとってはご苦勞も多かったと思いますが、この経験を今後活かして頂けるように願っております。

昨年はコロナ禍の影響により予定通りに開催が出来なかった支部事業もありましたが、秋の交通安全活動ではHBCラジオの取材を受け生放送していただき、北海道成年後見支援センターの協力を得て相談ブースを設けた「いきいき健康・福祉フェア」への参加では行政書士制度をPRし、札幌市奨学基金への寄付等の社会貢献活動は例年通り実施することが出来ました。

広報月間においては郵送による対応を希望された行政機関もありましたが、今後の関係機関との更なる連携強化が必要と考えます。次年度は会員に向けた支部ホームページの有効活用を検討する等、新たな活動の展開を期待しております。

コロナ禍の状況変化を考慮しつつ残りの事業を推進して参ります。今後共ご協力の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

ウィズコロナ時代に入った支部総会

副支部長 松山丈史

今年度はコロナに翻弄された一年でした。昨年度末や今年度初めには支部総会を開催すべきかどうか、開催しない場合はどのような手続を踏む必要があるのか、理事の間で激論になりました。当時はまだ会議の書面開催、オンライン開催が一般的ではなく、書面決議に対しての抵抗感が多く、手続についての知見もあまりない頃でした。また、現実問題として、会場を予約しているホテルに対してもキャンセル料が発生するのか、どのような感染防止対策を取ればいいのか、などなど、実務的な方法も模索しながらの議論をしておりました。

本来でしたら、多くの会員の皆様お集りのもと、支部運営にご意見、ご要望を承る貴重な機会ですので、総会で闊達なご議論を頂くところですが、そのような中、今年度は書面開催をすることを会員の皆様にお諮りし、大多数のご賛同を頂けたことに対しまして、改めて深く感謝申し上げます。

しかし、この決議に基づいて執行してまいりました年度中の支部の活動も大幅に制約を受けることとなりました。特に、私の所管である業務企画部事業の中で、新春セミナー開催を中止の判断をせざるを得なかったことは、断腸の思いでありました。

来年度は、支部長改選期です。コロナに左右されず、平常時同様の支部総会が開催され、新年度事業が決定されることを祈っております。

思うこと

副支部長 堀川貴之

クレーマーや、モンスタークレーマーという言葉が聞かれるようになってからもう随分と時間が経った気がする。支部事務局や本会へ寄せられる私たち行政書士に対する苦情も、理不尽なものもしばしばある。いつからか日本は、お金を払う側が絶対的に強く、お金を受け取る側が弱い立場となってしまった。仕事を急かす、少しのミスも許さない等など、お金を払う側の権利は絶大なものとなってしまった。勿論私たちの仕事は少しのミスも許されない仕事であることは間違いないが、他の仕事の対応で電話に出られなかったり、折り返しを後回しにしたりすることはあると思う。そのような時でもお金を払う側は、容赦なく叱責する。

支部事務局や本会へ寄せられる苦情の多くは、行政書士が電話に出ないことから始まっている。行政書士である前に社会人として来た電話に出る、出られない場合は改めて折り返しかける。当然の行動であるが、たまたまそれができない状況に陥る場合がある。お客様と信頼関係があれば問題にはならないが、依頼されて間もない場合や、e-mailやLINE、Zoomといったインターネットのみで実際に会ったことがない場合は、返信がないことでお客様は不安になり、その不安が積み重なってクレーマーとなっていく。

自分自身これからも気をつけていきたいと思う。



ちょこっと情報

・経営事項審査の審査項目の改正（令和3年4月1日施行）

建設業法施行規則及び建設業関係告示の改正により、経営事項審査が次のとおり変わります。

1. 建設業の経理の状況（W5）は現行、会計士や税理士、建設業経理士などの資格保有者が対象ですが、以下の者による建設業の経理が適正に行われたことの確認の有無を評価するよう改正されます。
 - ・公認会計士又は税理士のうち国土交通大臣が定める講習を受講した者
 - ・登録経理試験に過去5年以内に合格した者及び登録経理試験に合格し、過去5年以内に登録経理講習を受講した者
 - ・上記と同等以上の建設業の経理に関する業務を遂行する能力を有すると認められる者
2. 新たにW10として「知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況」の項目を追加し、継続的に知識及び技術又は技能の向上に努めている技術者・技能者を抱える企業を評価します。

最新情報および詳細は



経審 改正 国土交通省

検索

・70歳までの就業機会の確保（努力義務：令和3年4月1日施行）

65歳までの雇用確保（義務）に加え、65歳から70歳までの就業機会を確保するため、高年齢者就業確保措置として、以下のいずれかの措置を講ずる努力義務を新設。

- ① 70歳までの定年引き上げ
- ② 定年制の廃止
- ③ 70歳までの継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度）の導入
- ④ 70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入
- ⑤ 70歳まで継続的に以下の事業に従事できる制度の導入
 - a. 事業主が自ら実施する社会貢献事業
 - b. 事業主が委託、出資（資金提供）等する団体が行う社会貢献事業

最新情報および詳細は



高年齢者雇用安定法 改正

検索

・子の看護休暇・介護休暇について時間単位での取得が可能（令和3年1月1日施行）

子の看護休暇・介護休暇について、これまでは法律上は、1日単位、または半日範囲での取得のみ可能となっていました。しかし、改正によって、法律上、時間単位での取得が可能となりました。子の看護休暇・介護休暇の時間単位での取得に関するQ&Aによれば、ここでいう「時間」とは、1時間単位を意味しております。

最新情報および詳細は



子の看護休暇・介護休暇 時間単位

検索

・千歳市：新型コロナウイルス感染症対応事業継続支援給付金（令和3年1月25日受付開始）

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、大幅に売上高の減少が生じている千歳市内の事業者等に対し、事業継続を支援するための給付金です。

令和2年10月15日まで受付を行っていた「（千歳）市内事業者緊急給付金（1次給付・2次給付）」とは別の制度です。

最新情報および詳細は



事業継続支援給付金 千歳市

検索

・会社法が改正されました

今回の改正は、会社をめぐる社会経済情勢の変化に鑑み、株主総会の運営及び取締役の職務の執行の一層の適正化等を図るため、会社法の一部を改正するものです。この法律は令和3年3月1日から施行されました（株主総会資料の電子提供制度の創設及び会社の支店の所在地における登記の廃止については令和4年中の施行の予定です）。これらについて説明を求められた場合は、説明をしなければなりません。



癒しのペット・動物ミニフォトコーナー



Q お名前やエピソードなど教えてください。

実は、ジャーマンシェパードの雌(愛称:カーラ)は、15年前にジャーマンシェパード特有の変形性脊椎症を数年煩い亡くなりました。一緒に横に並んで看病している気持ちのうさぎ(パンジー)もその2年後亡くなりました。

元気な時は、外と内で別な縄張りで生活していましたが、病気が進行し動けなく「ワン」とも言えなくなった状態になると、いつも並んで過ごしていました。 疲れた時は、この写真に励まされます。(酒匂桂子)



Q お名前やエピソードなど教えてください。

名前は「こむぎ」(男の子)です。16年前、散歩の途中で出会って一目ぼれし、家族に迎えました。

とても優しくのんびりさんで、いつも家中のあちこちでながくなって寝ています。踏みそうになってあわてることもしばしば。甘えん坊で、お水を飲むときには口元までカップを持ってきてくれとせがむところも可愛いです。

いつも家族みんなを癒してくれてありがとう。ずっとずっと元気で長生きしてね。(大滝祐子)



編集後記

160号は前期の会報担当者の意見を参考に、外出先で読みやすいB5版としました。2年間の会報の中で、何かしら記憶に残るものがあったとしたら、担当者全員幸いです。(編集長)

2月23日に札幌市民交流プラザで行政書士記念日パネル・映像展が行われました。コロナ禍で事前に大々的な案内はできませんでしたが、予想以上に行政書士の方や一般のお客様にお越し頂き、嬉しかったです。

(高橋 花)

2021年4月からは、高年齢者雇用安定法の一部が改正され、70歳までの就業機会の確保が努力義務になります。人生100年時代に照らせば、70歳までの就業機会の確保は、将来的に義務化されると思われます。

(横内哲也)

ある日、招待制音声SNSが流行っていると聞き某フリマアプリで検索すると招待権が売買されていました。後にそのアプリで権利の出品は禁止されましたが、個人が良くも悪くもなんでも売れる時代だと実感した出来事です。

(藤岡利昭)

少しずつですが、ようやく春らしい気候の日が出てきましたね。さて、会報担当になって2年が経ちますが、今号で一旦、現編集員の任期は終了します。またどこかでお会いできたら嬉しいです。

(渡部隆太)



コ ロ ナ 禍 で の

リ ラ ッ ク ス



胡蝶蘭

冬でもお花が力強く咲く
胡蝶蘭です。
長持ちする胡蝶蘭もいず
れはお花が落ちますが、
二度咲きを期待したいと
思います。(よ)



お抹茶

コロナ禍で自宅で過ご
す時間が長くなり、お
家でお抹茶を点てて
お茶を楽しむ機会が
増えました。(た)



ウニ

積丹では毎年6月から
8月までウニ漁が解禁
されます。美味しい地
のものものは活力にな
ります。これが私の
「勝負飯」。(わ)



八重桜

札幌教育文化会館の庭に
咲く綺麗な桜に春の訪れを
感じます。
大通公園の桜が終わる頃
に満開の姿を見せてくれ
ます。
是非、一度ご覧ください。
(な)

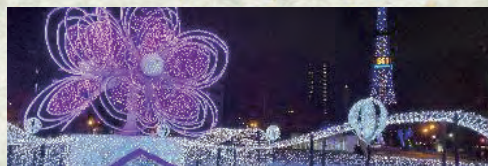


ばら

お気に入りの一輪挿しとアロマ
ディフューザーです。毎日癒されて
います。(ふ)

イルミネーション

「雪まつり」中止の一方で、例年クリスマス後すぐに撤去される
「イルミネーション」が延長され、キレイを楽しむことができました。(お)



札幌支部だより 北海道行政書士会札幌支部 第160号 2021年3月29日発行

発行人 酒匂 桂子 編集責任者 越智 敦子 編集長 越智 敦子

発行所 北海道行政書士会札幌支部
札幌市中央区北1条西8丁目
丸二羽柴ビル4F
TEL(011)271-0773
FAX(011)271-6126

印刷所 株式会社 松 寿
東京都文京区小石川2-1-13-702
TEL(03)3830-0568

頒 価 500円(送料込)

メールアドレス gyoseisapporo@mti.biglobe.ne.jp

ホームページ <http://gyosei.s93.xrea.com>